

松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰による農業生産コストの上昇等に対応するため、農業者が生産コストの削減に資する、省エネルギー・省力化につながる農業機械を導入するのに必要な経費の一部を補助することにより、農業者の経営安定支援を図ることを目的に、第3条に定める補助対象者に対し、松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。
- (4) 担い手以外の農業者等 認定農業者及び認定新規就農者以外であって、市が策定する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に記載された農業者（法人を含む）及び任意組織をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金
補助金の交付対象である事業の内容	遠赤外線穀物乾燥機、農業用除草機械、ディスクハロー、その他省エネルギー・省力化に資する農業機械（以下「補助対象機器等」という。）の導入 ただし、1台あたりの補助対象経費が10万円以上のものに限る。 2 前項の規定にかかわらず、運搬用のトラック、パソコン、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは、補助対象外とする。

補助対象経費	<p>補助対象機器等の導入にかかる経費とし、次の要件を満たすもの。ただし、消費税及び地方消費税の額は除く。</p> <p>(1) 補助対象機器等は新品のものとする。ただし、既存の機器等の有効利用、事業費の低減等の観点からみて適当とみられる場合には、古品の利用を推進するものとする。</p> <p>(2) 補助対象機器等は耐用年数が概ね5年以上のものとする。ただし、古品の場合は、残存耐用年数が2年以上のものとする。</p> <p>なお、次の各号に該当するものは、補助対象外とする。</p> <p>(1) 交付決定前に当該補助対象機器等の導入に係る契約等を締結しているもの</p> <p>(2) 各種保証・保険、振込手数料等</p> <p>(3) 既存機器等の処分に係る費用</p> <p>(4) 公租公課</p> <p>(5) 補助対象経費以外の経費と混同して支払われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの</p> <p>(6) 他の補助金の補助対象経費として計上する額</p>
補助金の交付の率又は金額	<p>補助対象経費の3分の1の額（1,000円未満切捨て）</p> <p>ただし、補助金の上限額は150万円（千円未満の端数が生じた場合はこれを切捨て）とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に営農地を有しており、補助事業申請及び完了時において、認定農業者、認定新規就農者又は担い手以外の農業者等である者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p> <p>(3) 今後も農業を継続する意思がある者</p> <p>(4) 交付決定日から令和9年1月18日までに機械の導入や設置を完了し、実績報告を提出できる者</p> <p>(5) 本申請の事業において、国や地方公共団体が行う補助事業等の採択を受けていない者</p>
終期	令和9年3月31日

(募集の手続き)

第4条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者に対し、事前に募集の手続きをす

るものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書の写し(2社以上)
- (2) 機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- (3) 省エネルギー・省力化に資する機器等であることが証明できる資料(カタログ等の資料等)
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の申請は、1農業者につき同一年度内1回限りとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、令和9年1月18日までに提出しなければならない。また、規則第12条に規定する実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実績明細書及び収支決算書(様式第1号)
- (2) 領収書など補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 補助対象機器等の設置状況が確認できる写真
- (4) 本補助金の振込先として指定する口座の写し
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

(概算払)

第7条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に概算払により補助金等の全部又は一部を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第18条第2号に規定する主要な器具で市長が定めるものは、補助金の交付を受けて導入した全ての機器等とする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に定める処分制限期間に相当する期間とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月13日から施行する。